

地下タンク点検清掃業務委託特記仕様書

1 一般事項

- ① 本委託は、消防法第14条の3の2に基づく地下タンク等の点検、清掃、漏洩検査を実施するものである。
- ② 本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(以下「共通仕様書」という。)を適用する。

2 業務期間

契約日から令和7年12月26日までとする。

3 物件の概要

所在地	潟上市昭和乱橋字古開172番地1
名称	秋田地域振興局福祉環境部
構造・規模	地下タンク貯蔵所(鋼製一重殻タンク 容量6,000リットル)

4 業務体制及び安全管理

委託業務責任者には有資格者(危険物取扱者)を選任し、作業場所に常駐するとともに、有毒ガス及び酸欠対策、防爆・防火措置には万全を期すこと。また、漏洩点検においては危険物の規制に関する規則第62条の6による地下タンク定期点検の知識及び技能を有する者を配置すること。

5 業務内容等

(1)点検清掃・漏洩検査

地下タンクの浸入清掃を行う。清掃後は、ウエス等で拭き取り仕上げること。
点検及び漏洩検査については、製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について(平成3年5月29日付、消防危第48号)に定める点検記録表に示されている点検項目、点検内容及び点検方法により実施すること。

前回検査:令和4年9月16日 地下タンク灯油想定残油量:約2,000リットル

(2)廃油処理

スラッジ等が混入している部分はタンクに戻さず、廃油として適正に処理すること。

(3)消耗品の交換

地下タンク開放時に取り外したパッキン類等の消耗品は、すべて新品に交換すること。

6 提出書類

- (1)建築保全業務計画書
- (2)業務責任者通知書
- (3)定期点検実施結果報告書
- (4)作業写真
- (5)地下タンク貯蔵所定期点検記録書
- (6)マニフェスト
- (7)委託業務完了通知書

7 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議によって定めるものとする。